

平成 23 年第 4 回与論町議会臨時会

与論町議会会議録

平成 23 年 7 月 4 日

与 論 町 議 会

平成23年第4回与論町議会臨時会

第1日

平成23年7月4日

平成23年第4回与論町議会臨時会会議録

平成23年7月4日（月曜日）午前10時8分開会

1 議事日程（第1号）

会議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第33号

2 出席議員（12人）

1番	川村	武俊	君	2番	林	隆寿	君
3番	供利	泰伸	君	4番	福地	元一郎	君
5番	喜山	康三	君	6番	本畠	敏雄	君
7番	坂元	克英	君	8番	喜村	吉政	君
9番	野口	靖夫	君	10番	麓	才良	君
11番	大田	英勝	君	12番	町田	末吉	君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（3人）

町長 南政吾君 総務企画課長 元井勝彦君
建設課長 高田豊繁君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開会 午前10時8分

○

○議長（町田末吉君） ただいまから、平成23年第4回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、3番供利泰伸君、8番喜村政吉君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

○

日程第3 議案第33号 工事請負契約について（平成23年度宇和寺団地（5号棟）新築工事）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第33号、工事請負契約について（平成23年宇和寺団地（5号棟）新築工事）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。議案第33号、工事請負契約について（平成23年度宇和寺団地（5号棟）新築工事）の提案理由を申し上げます。平成23年度宇和寺団地（5号棟）新築工事について、工事請負契約を締結したいので、議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） この請負契約について申し上げるわけではないのですが、この住宅の建設において、全体の配置計画を、以前の図面においては公園などの辺のコミュニティー広場の部分もあったのですが、現在の状況を見る限りこの辺についての配慮がされていないのではないか。建物を次々並べて建てているだけで、この間にグリーン帯を造るとか広場を造るという点がなおざりにされていますけれど、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件でございますけれども、今度の5号棟を建てた後に県営住宅をお願いすることになるのですが、住宅を建てるときには資材置き場等の場所が必要になるので、今度5号棟を造ると、その東側の方に1棟分の広場ができるわけでありますが、そこは当分県営住宅が出来上がるまでは、公園や広場としては活用できないわけでありますが、県営住宅が完成した時点ではそこを公園の代わりに、大きな広場として使ったり、あるいはまたその周辺の整

備をして、そういうような場所は造りたいと考えております。県営住宅が出来上がった後には大分スペースが出てきますので、それも合わせた形でやりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 申し訳ないが、それじゃ答弁にならないのですよ。要するに、今建物を次々建てている間に、中にどういう形でコミュニティーのための広場や空間をどう取るか、あるいは火災が発生したときにも連続して建物を建てるのではなくて、間にいわゆる緩衝帯を造るというのもあるわけですよね。だからこの住宅整備における基本的な考え方が全然分からぬわけですよ。工事や資材置き場がどうのこうのという話じゃなくて、この辺に対する配慮をした形での建物の配置は当初からすべきであって、これについて課長はどういう考えであるか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 今の御質問についてですけれども、当初、マスタープランあるいは基本計画におきましては、全体で7棟を造りまして、そして上方の一番高台のところにコミュニティー広場と、下の方と両方にまたがる形でコミュニティー広場があったのですが、今の方針性でいきますと別に用地を確保しない場合ですが、県の意向としては多くて3棟というような言い方をされているのですが、3棟造ったら、合計8棟になるわけで、そうなると、1番高台のところに計画していたコミュニティー広場あるいは緑地はできなくなり、その箇所には8棟目の住宅ができることとなります。先ほど町長から説明がありましたけれども、その下の段の5号棟の東側の方、3号棟の前ですけれども、そこにはそれなりのスペースを確保するつもりです。そういうことで今進めておりますが、先ほどございましたように、当面は資材置き場あるいは工事用の仕事場として使う関係で、公園については最終的な仕上げの段階になってからしかできないと思います。その代わり、駐車場やその辺のオープンスペースにつきましては、適宜舗装をしてそれなりに公共空間を確保しております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 言葉では分からぬので、図面でどういう形でどういう配置をされるかということを議会のほうに出していただきたいということと、今のやり方では駄目なので、将来にわたっては住宅の駐車場だけではなくて、この辺の地域の方々の憩いの場となるような形に、ちょっとした形でもいいので、そういう意味での広場というものを防災的な観点からも配慮した形で、是非配置されるよう検討していただきたい。以上です。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 工事請負金額には電気工事代も含まれているのですか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えします。今回の工事は、本体工事と電気工事となっておりますが、電気は入っておりません。これはあくまでも建物の本体だけです。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 電気工事は別に入札されるということですね。電気工事の入札はいつ頃されるのですか。すぐ始めないと工事は進めていけないと思うのですが。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 電気工事は建物と同日に入札しておりますが、今回の場

合は5,000万円を超えた分についてのみの上程でございますので、電気工事については5,000万円未満ですので、今回議決の対象にはなっていない関係で、もう契約締結も終わったと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私もうつかりしていました。私たちは本体と電気、配管関係、周辺の植栽も全て入っているものと理解しているわけですが、今聞くと電気は別だということですので、今回の工事の事業内容と金額を示していただけませんか。電気がいくらかかって、配管関係や下水道関係、水道関係もありますよね、それから周辺の植栽関係も。それらについての明細と金額を示してください。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えします。それでは先ほど議員の方からございましたように、団地全体の図面ですね、今現在の計画段階における図面と今回の5号棟の分についての建物本体、そしてその中の衛生工事、電気工事、こういった細部もお付けして、後ほど提出したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本体と衛生工事と電気工事以外には、この事業に関して別途に事業はないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） その他であるのは、マラソンコースのちょうど折り返し地点に当たる関係で、若干マラソンコースのところの西側部分の擁壁工事がございます。外構工事というふうになっておりますが、おおまかに言いますとそういう4種類ですね。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。
御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、工事請負契約について（平成23年宇和寺団地（5号棟）新築工事）を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御意義はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、工事請負契約について（平成23年宇和寺団地（5号棟）新築工事）は、可決することに決定しました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回与論町議会臨時会を閉会します。

-----○-----
閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 供利泰伸

与論町議会議員 喜村政吉